

高槻市長 濱田 剛史 様

高槻市個人情報保護運営審議会
会 長 片 桐 直 人

答 申 書

令和4年6月13日付け高健推第416号で諮問のあった事項について、次のとおり答申します。

諮問件名	「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について
関係規定	高槻市個人情報保護条例第23条の2第1項
業務名	予防接種事務
諮問課	健康福祉部健康づくり推進課及び保健予防課並びに子ども未来部子ども保健課
審議日	令和4年6月28日
審議結果	承認
内 容	
<p>予防接種事務については、令和3年度に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事務の実施に伴い、対象者が30万人以上となったこと等から全項目評価が実施され、令和3年11月に高槻市個人情報保護運営審議会（以下「本審議会」という。）に諮問された。これについて、本審議会では、適合性及び妥当性の観点から慎重に審議を行った結果、適当と認められることから承認したところである。</p> <p>この度、国において、令和3年12月に新型コロナウイルスに係るワクチン接種証明書の電子交付が開始され、予防接種事務において、個人番号の入手方法が増加し、またワクチン接種記録システムを用いた他市区町村へのワクチン接種記録照会が、本人の同意なしに可能となったことで、特定個人情報ファイルを取り扱う事務及び特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策に変更が生じることとなった。</p> <p>これらの変更は、特定個人情報保護評価の再実施が義務づけられる重要な変更該当することから、改めて当該評価書の第三者点検として、高槻市個人情報保護条例第23条の2第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項として、本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、本件について、ワクチン接種証明書の電子交付が開始されたことに伴う電子交付アプリ導入に係る変更点のほか、転入者からの接種券の発行申請があった場合、本人の同意を得ずに個人番号を用いて他市区町村へワクチン接種記録照会が可能になったことによる変更点を中心に（1）当該変更に係る特定個人情報ファイルを取扱う各プロセス（入手、使用、委託、提供・移転、情報提供ネットワークシステムとの接続</p>	

及び保管・消去)におけるリスク対策が適正に記載されており、妥当なものとなっているか、(2)電子交付アプリの導入に伴う特定個人情報ファイルの概要(委託事項及び特定個人情報の保管・消去)が正確に記載されているかなどについて慎重に審議した結果、妥当と認められることから、本件を承認するものである。